

春日井市資源回収団体奨励金

申請の手引き



問い合わせ先：春日井市環境部ごみ減量推進課

電話 (0568) 85-6226 FAX (0568) 84-8731

E-Mail : gomigen@city.kasugai.lg.jp

も く じ

I	資源回収団体奨励金の概要	・・・・・・・・	P. 1
II	資源回収実施から奨励金交付までの流れ	・・・・・・・・	P. 3
III-①	申請書の記入例	・・・・・・・・	P. 4
III-②	申請書に添付する書類等について	・・・・・・・・	P. 5
IV-①	請求書の記入例	・・・・・・・・	P. 8
IV-②	請求書記入の際の注意点	・・・・・・・・	P. 9
V	要綱	・・・・・・・・	P. 10
VI	注意事項	・・・・・・・・	P. 13

I 資源回収団体奨励金の概要

● 奨励金の目的は？

春日井市資源回収団体奨励金（以下「奨励金」という。）を『資源（家庭から出た再利用可能な廃棄物）』の回収活動を行う団体に対して交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用を推進するとともに、地域活動の促進を図ることを目的としています。

● 交付の対象は？

継続的に活動している市内の団体で、次のいずれかに該当する団体のうち資源の回収活動を自ら行なったもの

- 1 子ども会
- 2 学校等が主体である団体
- 3 町内会その他の地域で活動する団体
- 4 上記のほか営利を目的としない団体

● 奨励金の対象となる資源は？

家庭から出た次に挙げるものです。

- 1 古紙（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック）
- 2 古着
- 3 アルミ缶
- 4 ガラスびん

（注意事項）

- ・奨励金の対象となる資源は、『家庭から出た再利用可能な廃棄物』のみです。工場、事業所、スーパーなどから受け取ったものは対象ではありません。
- ・市が資源を回収する日にゴミステーションに出された資源は、集めないでください。
これは資源持ち去り行為に該当し、市の条例違反となるのでご注意ください。

● 奨励金の対象となる資源回収の仕方は？

団体自らが回収活動を行ったときに限ります。

（注意事項）

- ・ゴミステーションや自宅前に出した資源を業者が直接回収する方式（業者回収）は奨励金の対象とはなりません。（市職員が現場確認に伺う場合があります。）

● 奨励金の額はいくら交付されるの？

奨励金の額は、品目ごとに資源回収量1キログラム当たり5円とし、算出します。

奨励金は、品目ごとに算出し、1円未満の端数は切り捨てとなります。

● 申請にはどんな書類と手続きが必要なの？

申請については、次に挙げる書類を用意してください。

- 1 春日井市資源回収団体奨励金交付申請書（第1号様式）
- 2 回収業者が発行する計量伝票など資源の回収品目及び回収量を証する書類（原本）
※ 団体名と同一の名称で発行するように回収業者に依頼してください。
- 3 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、地図等
・記入例を4ページに掲載しています。
・申請書は、春日井市のホームページからダウンロードできます。

申請は、用意していただいた書類を次に挙げる方法で提出してください。

- 1 窓口に直接提出する。
- 2 郵送にて提出する。

● いつまでに申請すればいいですか？

資源回収を実施した日の属する年度の3月31日までにごみ減量推進課へ提出してください。（必着）

● 3月下旬に資源回収を実施する予定ですが、3月末までに計量伝票が回収業者からもらえない場合はどうしたらいいですか？

団体ごとにそれぞれ取引のある回収業者に事前に相談のうえ、3月末までに提出をお願いします。申請は、申請書、添付書類とも3月末までの日付である必要があります。

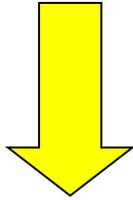
● 請求について

奨励金交付決定後に「請求書」を提出してください。

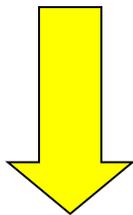
※ 交付決定通知書送付時に団体名、金額等を印字した請求書を同封しますので、受け取り次第、早急に振込先口座等を記入のうえ提出してください。（記入例を8ページに掲載しています。）

Ⅱ 資源回収実施から奨励金交付までの流れ

1 集団資源回収の実施



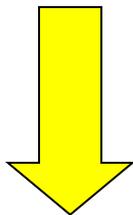
2 春日井市資源回収団体奨励金交付
申請書（第1号様式）の提出



添付書類

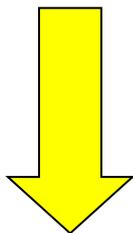
- ・回収業者が発行する計量伝票等の書類（原本）
- ・資源の回収を自ら実施している状況の写真、地図等

3 交付決定（申請から1ヶ月程度）



- ・申請書受理後、審査のうえ交付決定通知書と今回用の請求書（手元に届き次第、早急に提出してください。）を送付します。
- ・次回用の申請書も同封します。

4 請求書の提出



- ・請求書に振込先口座を記入のうえ提出してください。
- ・請求書の提出がないと奨励金の振り込みができませんので、ご注意ください。

5 奨励金の振込み

指定された口座に奨励金を振込み

Ⅲ-① 申請書の記入例

消せるボールペンは使用しないでください。

第1号様式（第4条関係）

春日井市資源回収団体奨励金交付申請書

令和〇年×月△日

(宛先) 春日井市長 石 黒 直 樹

申請者

団体名 **すくすく子ども会**
住所 **春日井市鳥居松町5-4-4**
代表者氏名 **愛知 太郎**
電話番号 **0568-85-6226**

令和3年4月1日より押印は廃止されました。

屋間つながる番号を記入してください。

資源回収団体奨励金の交付を受けたいので、春日井市資源回収団体奨励金交付要綱第4条の規定により申請します。

業者から受け取った伝票に基づき、資源の品目ごとに記入してください。

1 回収した品目と申請金額

品目	回収量 (kg)	単価 (円)	申請金額 (円)
新聞紙	1,200 kg	5円	6,000円
雑誌	850 kg	5円	250円
雑がみ	kg	5円	
段ボール	550 kg	5円	
牛乳パック	5 kg	5円	
古着	kg	5円	円
アルミ缶	5 kg	5円	25円
ガラスびん	kg	5円	円
合計	2,610 kg		13,050円

回収量 (kg) × 5円で計算した金額を記入してください。
(1円未満の端数は切り捨て)
※ 伝票の金額ではありません。

2 資源回収に参加した人数 **15** 人

参加人数を記入してください。

該当する団体に○を付けてください。

3 団体の種類 (1) 子ども会 (2) 学校、PTAなど (3) 町内会など (4) その他



書き間違えた場合は、軽微なものであっても二重線で消して必ず訂正印(代表者の印)を押してください。※修正液・修正テープなどは使用しないでください。

Ⅲ-② 申請書に添付する書類等について

申請にあたっては、資源の回収を自ら実施している状況の写真^{注1}、地図等^{注2}が必要です。

写真について

- 1 家の前に出された資源を会のメンバー自らが回収する様子
- 2 回収拠点へ各家から回収した資源を自ら積み降ろす様子
- 3 回収拠点に集めた資源と参加者（全員でなくても可）が写っているもの

などが写っている写真を各1、2枚ずつ提出してください。（記入例を6ページに掲載しています。）

地図等について

回収拠点を記した地図とともに提出してください。（記入例を7ページに掲載しています。）

注1 写真について

- (1) 資源の量がおおよそ分かるよう写っているもの（回収拠点が複数の場合はそれぞれ写真を添付してください。）
- (2) 団体のメンバー自らが資源を回収する様子及び拠点へ自ら積み降ろす様子が写っているもの（回収拠点が複数の場合はそれぞれ写真を添付してください。）
- (3) 写真は、資源の回収のたびに新しいものを提出してください。過去に提出のあったものと同じであった場合、奨励金の支払ができないおそれがあります。
- (4) 写真は、家庭用のプリンタで普通紙に印刷したものでかまいません。
(収集の様子が分かるものであれば、A4の用紙に4～8枚程度の写真を印刷したようなものでも可)
- (5) 複数回分の資源回収をまとめて一度に申請する場合、写真は各資源回収ごとに撮影し、いつの資源回収か分かるようにして添付してください。

注2 地図等について

資源を持ち寄って積み降ろす回収拠点を住宅地図等に記入したもの。回収拠点が複数の場合は、その場所をすべて記入してください。

○ 写真の例

品目、数量がおおよそ分かるもの及び参加人員が自ら回収活動を行っている様子が写っているもの。

(回収拠点が複数の場合は、それぞれ写真を添付してください。)

(1) 家の前に出された資源を会のメンバー自らが回収する様子



(2) 回収した資源を回収拠点で自ら積み降ろす様子



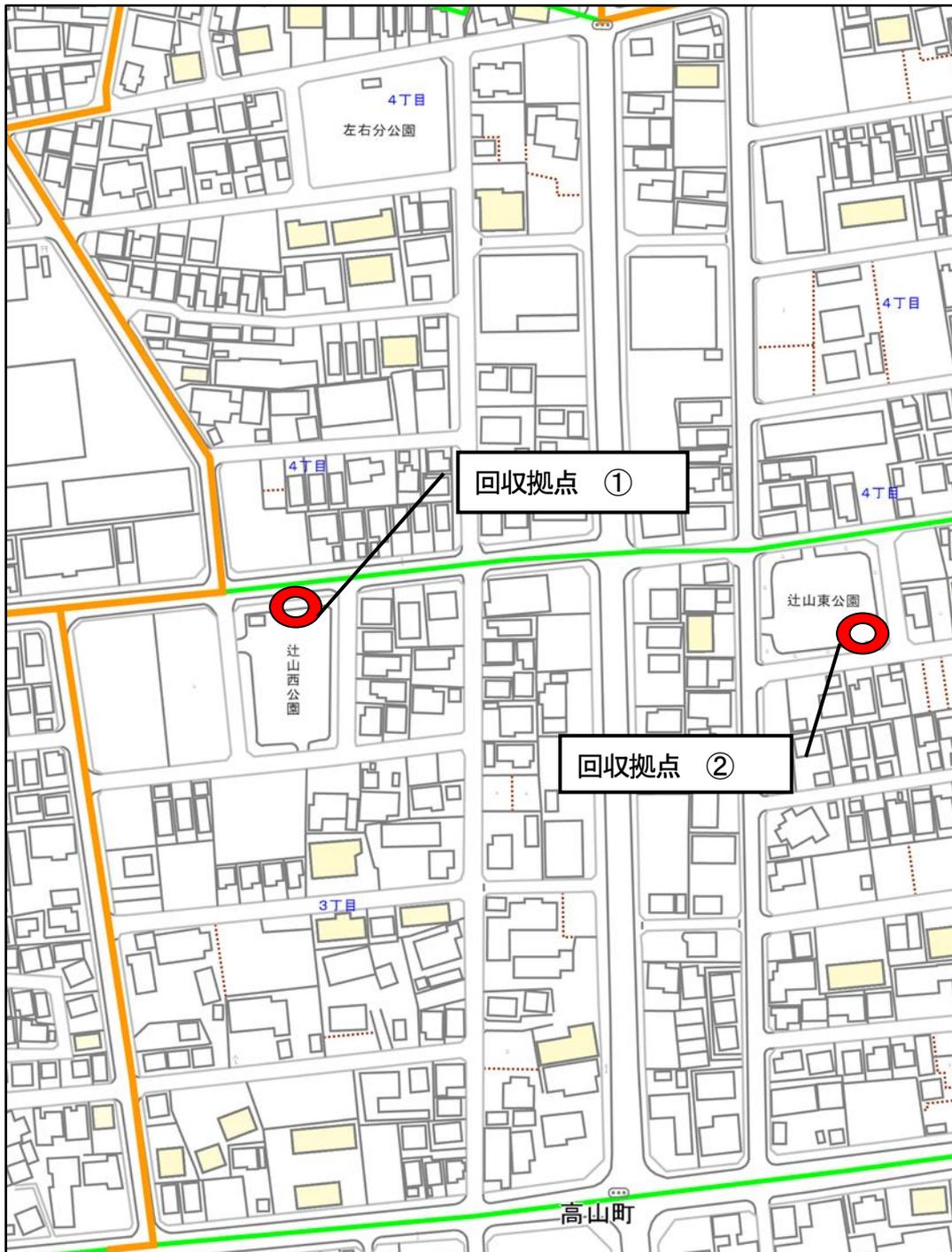
(3) 回収拠点に集めた資源と参加者（全員でなくても可）が写っているもの



○ 書類等の例

地図に資源の回収拠点を示したものを。

すくすく子ども会 資源回収 拠点（自ら資源を集めた場所）位置図



IV-① 請求書の記入例

請求書を受け取り次第、記入のうえ、早急に提出してください。

請求書

請求書

消せるボールペンは使用しないでください。

令和〇年×月△日

(宛先) 春日井市長 石黒直樹

記入してください

請求者

団体名 すくすく子ども会

〒486-8686

住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

予め印字したものを送付します。

代表者氏名 愛知 太郎

令和3年4月1日より押印は廃止されました。

下記の金額を請求します

1 件名 資源回収団体奨励金

2 請求金額

¥ 1 3 0 5 0 円

金融機関	〇〇	銀行	預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	△△	信用金庫 農協支店			当座	フリガナ 口座名義人

市使用欄

検収

検収者

ゆうちょ銀行を指定した場合、支店名欄には、「記号(3桁)」を記入してください。

※団体名の入った口座を記入してください。

※フリガナも必ず記入してください。



書き間違えた場合は、軽微なものであっても二重線で消して必ず訂正印(代表者の印)を押してください。※修正液・修正テープなどは使用しないでください。

IV-② 請求書記入の際の注意点

団体名と口座名義人について

奨励金の振込みの際に使用する口座は、
名義人の団体名が請求団体名と同一であり、役職の不一致がないもの
 をご使用ください。

※上記の条件が満たされていない場合は委任状が必要となります。

例

団体名	すくすく子ども会	
代表（会長）	愛知 太郎	
会計	道風 花子	
口座名義人	 振込先の口座として認められるもの	すくすく子ども会
		すくすく子ども会 <u>会長 愛知太郎</u> <small>※現在の会長様の氏名（役職が一致している）</small>
		すくすく子ども会 <u>会計 道風花子</u> <small>※現在の会計様の氏名（役職が一致している）</small>
		すくすく子ども会 <u>愛知太郎</u> <small>※現在の役員の方のお名前</small>
	 振込先の口座として認められないもの <small>（ごみ減量推進課に相談してください）</small>	すくすく子ども会 <u>代表 道風花子</u> <small>※各団体の長以外の方が「代表」の肩書きを使うことはできません。 また、前年度以前の役員の方の氏名を引き続き使用することもできません。</small>
		すくすく子ども会育成会 <small>※団体名と統一させてください</small>

V 要綱

春日井市資源回収団体奨励金交付要綱

春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱（昭和56年6月1日適用）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般廃棄物の減量及び再利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、予算の範囲内で、再利用が可能な家庭系廃棄物（以下「資源」という。）の回収活動を行う団体に対する奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、継続的に活動している市内の団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、資源の回収活動を行うものとする。

- (1) 子ども会
- (2) 学校等が主体である団体
- (3) 町内会その他の地域で活動する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか営利を目的としない団体

（奨励金の額）

第3条 資源の品目は次に掲げるものとし、奨励金の額は品目ごとに1キログラム当たり5円とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック類をいう。）
- (2) 古着
- (3) アルミ缶
- (4) ガラスびん

（申請手続）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市資源回収団体奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 計量伝票その他の資源の回収品目及び回収量を証する書類

(2) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、書類等

2 前項の申請書は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、春日井市資源回収団体奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による決定をした後、申請者の請求に基づいて奨励金を交付するものとする。

(奨励金交付の取消し)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めたときは、交付額の全部又は一部を取り消すことがある。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後の資源の回収に係る奨励金について適用し、同日前の資源の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

VI 注意事項

- 年度内に振込みを希望される場合は、資源回収を実施した年度の1月31日までに申請のうえ、申請時にその旨を申し出てください。また請求書が届き次第、早急に請求手続きを行ってください。それ以降の受付分については年度内の振込みが確約できませんのでご了承ください。※年度：4月1日～翌年の3月31日
- 申請書には、資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、地図等が必要です。
- 奨励金の申請は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに提出してください。
- 奨励金の対象となるのは各団体自らが『資源（家庭から出た再利用可能な廃棄物）』の回収活動を行った場合のみです。ごみステーションや自宅前に出した資源を、業者が直接回収する方式（業者回収）は奨励金の対象となりません。（市職員が現場確認に伺う場合があります。）
- 工場、事業所、スーパーなどから受け取ったもの（家庭から出た資源でないもの＝事業系廃棄物）は奨励金の対象となりません。
- 計量伝票で、家庭から出た資源とそれ以外の事業所から回収した資源が一緒に計上されている場合は、奨励金の支払いができません。
- 計量伝票は、原本で、団体名と同一の名称で発行するように回収業者に依頼してください。
- 申請・請求は会の長（会長・代表）の氏名でお願いします。会計など他の役員の方からの申請・請求はできません。
- 振込み口座の口座名義人は、請求団体と同一団体の口座であることが分かるものをご使用ください。